

令和7年度答申第7号
令和8年3月6日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市個人情報保護審議会
会長 井川 信子 印

個人情報非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和7年6月23日付け松政広第2214号の2をもって諮問のあった個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和6年11月18日付け保有個人情報開示請求書により、「松戸市法律相談に関して令和〇年〇月〇日松戸市役所法律相談当日の担当弁護士名、役所担当職員名（立会人）相談内容」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和6年11月27日付け保有個人情報非開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年12月16日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和8年1月3日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件審査請求の理由
非開示決定の理由が保存期間を経過し、廃棄済みである。文書不存在。との理由として、非開示決定されたことの理由がわかりにくい。及び、文書保存期間をどのようにしたためているか、市民にわからない一方的な理由と受け止められる。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本案の弁明の趣旨
本件審査請求を棄却することを求める。
- (2) 本件処分の理由
文書の不存在について
審査請求人においては、当該開示請求文書が不存在であるとして非開示

を決定されたことの理由が分かりにくい、及び文書保存期間をどのようにしたためているか市民に分からない一方的な理由であるとしている。

本件開示請求内容を含む予約名簿は、予約受付を行い、相談日において支障なく相談を受けられるよう、また、相談日における相談者の特定のため事務処理上の確認を行うものとして記載している軽易なものであり、確認がなされた相談終了後においては、その必要性がなくなった際に、随時、廃棄しているものである。

本市無料法律相談については、3ヶ月に1回の利用としているため、相談終了後においては、次回の予約要件を確認するために3ヶ月を目途に保存する必要性が生じるものの、当該開示請求文書である予約名簿は、相談終了後、次回の予約要件を確認するための保存を必要とする期間が経過し、必要性がなくなったことから廃棄したものである。

これは、松戸市公文書管理規則（平成14年松戸市規則第23号。以下「公文書管理規則」という。）第8条第1項ただし書にある「軽易な公文書」に分類するものと認識している。

また、相談内容については、相談者における個人的な情報であるため、相談員である弁護士及び立会人である市職員において相談記録を取得、作成していないものである。

これらの理由から、開示請求文書不存在として、法第82条第2項により本件処分を行ったものである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 保有個人情報について

法第76条第1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、法第60条第1項は、「この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員・・・(中略)・・・が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、・・・(中略)・・・地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関・・・(中略)・・・の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関・・・(中略)・・・の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関・・・(略)・・・が保有しているもの・・・(中略)・・・をいう。）（以下この章において「行政文書等」とい

う。)に記録されているものに限る。」と規定している。

そして、「職員が職務上作成し、又は取得した」とは、地方公共団体の機関の職員が、地方公共団体の機関の職務の遂行者として、自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

次に、「職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関・・・(中略)・・・が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、つまり、当該地方公共団体の機関の組織において、業務上必要なものとして他の職員と組織的に共用し、利用又は保存されている状態のものをいう。したがって、職員個人が自己の職務の遂行の便宜のために利用する自己研鑽の研究資料、職員個人が自己の職務の遂行の便宜のために複写した正式文書の写し、職員の個人的な備忘録、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、組織共用性を欠く。

松戸市法律相談の予約名簿や相談記録については、職務上作成されたものであり、職員が組織的に用いているものと認められ、公文書に該当し、審査請求人の氏名等の個人情報に記載されていれば、開示すべき公文書に該当するものと解する。

(2) 本件処分について

ア 予約名簿について

処分庁は、本件開示請求にあたり、審査請求人が無料法律相談を予約した際に作成した予約名簿を対象文書として特定したが、かかる文書は既に廃棄し存在しない旨主張している。

公文書管理規則第8条第1項ただし書は、「軽易な公文書で保存する必要のない公文書については、随時廃棄することができる。」と規定している。この点、いかなる文書が「軽易な公文書で保存する必要のない公文書」に該当するかが問題となるが、「軽易な公文書で保存する必要のない公文書」とは、単純な事実の記録や通知、一時的な情報共有のための文書などであると考えられる。

当審議会において、処分庁に意見聴取を行ったところ、無料法律相談の予約名簿は、各相談日における相談者の人数把握、相談日当日の事務処理の確認、同一人物による相談を3ヶ月に1回としていることから次回相談までの必要期間が経過していることを確認するために用いているとのことであった。かかる運用状況を考えると、予約名簿は一時的に情報共有するために作成されたものに過ぎない。次回相談が可能となる3か月間は保存する必要があるものの、それ以降は保存する必要のない軽易な文書と認められる。したがって、公文書管理規則第8条第1項ただ

し書により当該文書を廃棄したとする処分庁の説明に不合理な点は認められない。

イ 文書の保存期間等について

審査請求人は、非開示決定されたことの原因が分かりにくい、文書保存期間をどのように決めているか、市民に分からない旨主張している。

この点、本件決定通知書には、「(理由) 文書不存在のため 個人情報保護に関する法律第82条第2項 法律相談実施に係る担当弁護士名、立会人(市役所担当者名)、相談件名が記載された予約名簿については、保存期間を経過し廃棄済みであることから、文書不存在。また、相談内容については相談記録を作成・取得していないため不存在」と非開示とした理由が根拠条文とともに記載されていることから、理由附記不備の違反は認められない。また、公文書の保存期間を定めている公文書管理規則は、松戸市例規集に掲載されており、一般にも公開されていることから、文書の保存期間をどのように定めているか市民に分からないとする主張も根拠を欠くものである。

ウ 相談記録について

当審議会において、処分庁に意見聴取を行ったところ、市の無料法律相談は市民が無料で気軽に法律相談を行う場を提供するため、松戸市が相談場所や弁護士の相談費用等を提供して実施しているものであり、無料法律相談で相談を受ける内容は、相談者の個人的な事案であって、松戸市や市の事業等とは関係がないものであるとのことであった。よって、担当となった弁護士や立会人の市職員においても相談記録等は作成していない、とする処分庁の説明には不自然な点は認められなかった。以上により、処分庁が行った本件処分は妥当である。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 7年 6月23日	諮問書の受理
令和 7年 7月11日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 8年 1月 6日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 8年 3月 6日	第3回審議会（審議・理由説明）